

「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」に関するコメント

平成 28 年 2 月 8 日
有限責任 あずさ監査法人 会計プラクティス部

平成 27 年 12 月 10 日付で公表されました「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」に関するコメントについて、有限責任 あずさ監査法人の会計プラクティス部で検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

コメント

1. 改正地方税法等が成立しているが改正条例が決算日以前に成立していない場合の扱い（第 7 項（2）②、第 8 項）

改正地方税法等が成立しているが改正条例が決算日以前に成立していない場合で、現在の条例では超過課税によることが規定されているときは、第 7 項（2）②イにおいて、「改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える差分を考慮する税率」とされている。

これについて、第 8 項及び設例 2 では、（1）改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える数値を加えて算定する方法と、（2）改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率における改正直前の地方税法等の標準税率に対する割合を乗じて算定する方法（①地方法人特別税の税率が含まれていない事業税の税率に基づいて割合を算定する方法、②地方法人特別税の税率が含まれている事業税率に基づいて割合を算定する方法）が示されている。

ここで示された複数の超過課税による税率の見積り方法の選択の考え方については、公開草案では明確にされていない。平成 28 年度税制改正大綱において、制限税率は標準税率の 1.2 倍から 2 倍へ引き上げられるものとされており、今後、超過税率割合が現状より拡大することが想定されることから、いずれの方法によっても、差異に重要性はないとは言いきれない状況となる可能性が相当程度あるものと考えられる。したがって、超過課税による税率の見積り方法は、任意に選択できるものではなく、それぞれの地方公共団体の過去の決定方法の実績等を踏まえた最も合理的な方法を採用することを明確化してはどうか。

2. 税率以外の改正税法の取扱い

税率の改正以外の税法の規定についても、決算日において成立している税法に基づき税効果の計算を行うのかを、明確にしていきたい。

例えば、欠損金の繰越控除限度額について、平成 29 年 3 月期においては現行繰越控除前の 65% であるが、平成 28 年度税制改正大綱では 60% に引き下げられることとされており、決算日において改正税法が成立した場合に繰延税金資産は改正税法に基づいて算定するのかどうかを明確にすることが望まれる。

また、改正税法が、決算日までには成立していないが、財務諸表作成日までに成立した場合、改正税法を踏まえ、欠損金の繰越控除限度額の引下げを考慮して繰延税金

資産の見積りを行うべきかどうかとも明確化すべきものとする。

以 上